

東村山
農業者
企業等

燃料費応援金

市独自支援



東村山市では、事業に必要な燃料費の高騰を価格に転嫁できず収益が減少している等、影響を受けている **農業者・企業等を対象に、事業に係る燃料費の一部を支援**します！

対象事業者 (下記①～③の全てに該当すること)

- ① 主たる **事務所・事業所の所在地が市内**にある **農業者・事業者**。
◎業種は問いません。◎フリーランスを含む個人事業者・法人事業者いずれも対象。
◎医療法人・NPO法人等も対象となります。
- ② **令和4年12月31日以前に事業等を開始**していること。
- ③ 事業等を **開始した日から1カ月以内**に、**開業届等***を提出していること。*:法人の場合「法人設立届出書」



申込要件 (下記全てに該当すること)

- **燃料費を経費として計上**していること。
- 燃料費高騰による**収益の減少**や、その他**相当の影響がある**こと。
- **申請時点で事業等を営み、かつ、今後も継続して事業を営む意思がある**こと。

対象となる経費

- 対象期間内に、**事業用に購入した燃料費**
- ※燃料費とは：**ガソリン、灯油、軽油、重油、LPG**の購入に係る費用。

対象期間
令和**4**年**4**月**1**日(金曜)から
令和**5**年**1**月**31**日(火曜)

申請期限

令和**5**年**2**月**15**日(水曜) ※消印有効

お問合せ先

東村山市商工会：042-394-0511

※本事業の窓口は東村山市商工会です。
※申請対象・必要書類等に関するご不明点はお電話にてお問合せください。

応援金額

補助率：**購入額の30%**

※千円未満切捨て。税抜価格に対する補助となります。

支給 限度額	農業者・個人事業主	法人
	20万円	40万円

- 全期間分を**一度にまとめて申請可能**。
- **月1回を限度に、期間中複数回に分けた申請も可能**。(期間を通して最大6回まで)
※申請の**都度、千円未満切捨て**となります。
- ただし、**補助額の合計が「支給限度額」を超えない範囲**に限りませう。

申請方法

- 必要書類等は、東村山市または東村山市商工会の**ホームページ**でご確認ください。
- 申請書類をご用意のうえ、**東村山市商工会へご郵送**ください。※**郵送料は申請者負担**です。



送付先

〒189-0014
東村山市本町2-6-5
東村山市商工会「燃料費応援金」係

※内容確認のため、ご連絡させていただく場合があります。